

国立大学法人神戸大学・国立大学法人兵庫教育大学入札監視委員会共同設置要項

平成25年3月14日

国立大学法人神戸大学学長制定

国立大学法人兵庫教育大学学長制定

平成28年3月15日改正

令和5年9月26日改正

(共同設置する国立大学法人)

第1条 国立大学法人神戸大学及び国立大学法人兵庫教育大学(以下「関係大学」という。)は、共同して国立大学法人神戸大学・国立大学法人兵庫教育大学入札監視委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(設置目的)

第2条 委員会は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、関係大学において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について、入札・契約の過程及び内容の透明性並びに公正な競争を確保することを目的とする。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 関係大学が発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務に係る入札・契約手続の運用状況等に関すること。
- (2) 関係大学が発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務のうち委員会が抽出したものに係る一般競争参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等に関すること。
- (3) 次に掲げる事項に係る再苦情処理に関すること。

イ 入札・契約手続(政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものに係るものを除く。)

ロ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起

ハ 工事成績評定通知書の説明請求に関わる説明

(組織)

第4条 委員会は、3人以上の委員をもって組織する。

2 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、関係大学が協議の上、関係大学の長が共同で委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の氏名及び職業は、公表する。

5 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 6 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、定例会議及び再苦情処理会議並びに臨時会議とする。
- 2 定例会議は、第3条第1号及び第2号に規定する事項を審議し、原則として年に1回以上開催するものとする。
  - 3 再苦情処理会議は、第3条第3号に規定する事項に関し、再苦情の申立てがあったときに、却下すべき場合を除き開催するものとする。
  - 4 臨時会議は、必要に応じて開催するものとする。
  - 5 定例会議及び再苦情処理会議並びに臨時会議は、非公開とし、議事の概要は、公表するものとする。
  - 6 定例会議及び再苦情処理会議並びに臨時会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
  - 7 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の具申又は勧告)

- 第6条 委員会は、第3条第1号及び第2号に規定する事項に関し、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、関係大学の長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。
- 2 委員会は、前項に規定する意見の具申又は勧告を行った場合には、これを公表する。

(意見書の作成及び公表)

- 第7条 委員会は、第5条第3項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を関係大学の長に報告する。また、第5条第3項の審議が第3条第3号イ、ロに規定する事項に関する場合は、上記意見書を公表するものとする。
- 2 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に行わなければならないものとする。

(委員からの除斥)

- 第8条 委員は、第3条第2号又は第3号に規定する事項に係る審議に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。
- 2 第3条第2号又は第3号に規定する事項に係る審議に関し、委員が議事の対象となる発注機関の役職員である場合においては、当該委員は議事に加わることができない。

(守秘義務)

- 第9条 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を辞した後も、同様とする。

(委員会の事務)

- 第10条 委員会の事務は、国立大学法人神戸大学施設部施設企画課及び国立大学法人兵庫教育大学総務部環境マネジメント課が共同して行う。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定めるものとする。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年3月15日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年10月1日から施行する。